平成２７年（フ）第８７４号
埼玉県幸手市栄６番10―104号
債務者　安本　茂男
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３３２号
埼玉県川越市大塚新町66番地26
債務者　大竹　貴子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３４９号
埼玉県入間市東町７丁目15番地42
債務者　早川　俐嘉（旧氏名坂下俐嘉・劉帝）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３８４号
埼玉県坂戸市大字多和目385番地５　関田荘６号室
債務者　馬場　和子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３９３号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町３丁目13番４号　リヴェール高沢ⅡＡ棟―101号
債務者　首藤　浩二
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４２号
静岡県御殿場市新橋896番地の１　コーポ南303、前住所静岡県御殿場市二枚橋239番地二枚橋プラザ103
債務者　坂元うた子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２３５号
静岡県御殿場市二の岡１丁目20番６号　高野ハイツ201
債務者　勝又　忠司
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２４４号
静岡県熱海市熱海1886番地　４―403、前住所東京都大田区大森北５丁目１番６号　クレッセントＯ―８　302号
債務者　石川　　淳
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３３４３号
大阪府豊中市西泉丘２丁目2423番地の１（205号）
債務者　浅野奈緒美
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４６６号
大阪府東大阪市新池島町２丁目13番８号
債務者　唐内　力哉
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４６７号
大阪府東大阪市新池島町２丁目13番８号
債務者　唐内　　幸
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５０３号
大阪府茨木市新郡山１丁目29番202号
債務者　尾崎　洋子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２５号
北海道厚岸郡厚岸町白浜１丁目１番地　白浜公住Ｈ３Ｂ３－２
債務者　竹田　　勲
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１５６号
北海道旭川市末広１条２丁目５番18号
債務者　奥山　朋未（旧姓土田）
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０７号
北海道旭川市３条通４丁目515番地　ドアージ３条Ａ館701
債務者　宗形　紀子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１４号
北海道旭川市５条通23丁目2197番地　東永マンション１号棟Ｃ
債務者　丸山　昌男
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部